

委 託 契 約 書 （案）

- 1 委託業務の名称 植栽地維持管理業務
- 2 委託業務の実施場所 花巻市北湯口第2地割82番1（岩手県立総合教育センター）
花巻市北湯口第2地割82番13（岩手県立生涯学習推進センター）
- 3 委託期間 令和7年5月23日から令和8年3月31日まで
- 4 委託料 金 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____円)
- 5 契約保証金 _____円とする

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、上記の業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、植栽地維持管理業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び植栽地維持管理業務仕様書（別記）に基づいて誠実に実施し、甲はその費用として委託料を支払う。

第2 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により、会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第4 乙は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第5 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第6 乙は、次の期間の委託業務が完了した場合は、当該期間の業務完了報告書（別紙様式）を甲に提出するものとする。

第1回 令和7年5月23日から令和7年9月30日まで

第2回 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第7 甲は、第6第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項（第7第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 上記の委託料は、乙の請求により次のとおり支払うものとする。

第1回 （令和7年5月から令和7年9月分） _____円（消費税及び地方消費税を含む）

以下、作業内容ごとの内訳金額

【剪定・刈込工(6月末) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【薬剤散布(前期) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【松くい虫予防剤(6月・8月) 2回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【高中低木施肥工(6月末) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【芝刈工(前期分) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【芝生施肥(前期) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【目土掛け(7～8月) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【除草工(前期) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

【法面草刈(前期分) 1回： _____円】（消費税及び地方消費税を含む）

第2回 (令和7年10月から令和8年3月分) _____円 (消費税及び地方消費税)

以下、作業内容ごとの内訳金額

【芝刈工(後期分)1回: _____円】 (消費税及び地方消費税を含む)

【法面草刈(後期分)1回: _____円】 (消費税及び地方消費税を含む)

第9 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした場合も含む)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第10 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第12 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2若しくは第7第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるもの

をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する金額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第16 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第17 乙は、第13又は第14の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第18 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第19 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

第20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県

契約担当者

岩手県立総合教育センター

所 長 佐々木 寛

乙